

○東京藝術大学大学院国際芸術創造研究科試験等における不正行為の取扱いに関する内規

〔令和2年6月11日  
教授会決定〕

(目的)

第1条 この内規は、国際芸術創造研究科（以下「研究科」という。）の試験等における不正行為の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において、「試験等」とは、研究科開設科目の試験、論文、レポートをいう。

(調査委員会)

第3条 研究科長は、試験等において不正行為が行われた可能性があるとして認められるときには、東京藝術大学学生懲戒規則（以下「規則」という。）第3条第1項の定めるところにより調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員若干名をもって構成するものとする。

(1) 研究科長が指名する本学教員

(2) その他研究科長が必要と認める者

3 調査委員会の委員長は研究科長が指名する。

4 調査委員会は、次の各号の掲げる事項について規則第3条第2項から第4項に基づき調査を行い、結果を研究科長に報告する。

(1) 不正行為の有無

(2) 不正行為が認められた場合は、その内容、不正行為等に関与した者とその関与の程度

(3) その他報告に必要な事項

(不正行為の懲戒)

第4条 研究科長が不正行為を行った者に対して懲戒の必要があると認めるときは、規則第4条から第5条の規定に基づき、次の各号に掲げる懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の申請を行う。

(1) 不正行為が単純なものと認められるとき 訓告

(2) 不正行為が悪質と認められるとき 停学

(3) 前号に該当する者で、反省の意思がなく、かつ改善の見込みがないと認められるとき退学

(不正行為の認定を受けた者の成績の取り扱い)

第5条 教授会は、前条により不正行為の認定を受けた者に対し、当該年度の履修科目の内、すべての研究科開設科目の成績評価を「失格」とする。

(雑則)

第6条 この取扱いに定めるもののほか、不正行為の取り扱いに関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則  
この内規は、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。